

後期高齢者医療制度

問合先
●大阪府後期高齢者医療
広域連合(保険料) ☎06・
4790・2028、給付事務
☎06・4790・2031
●国保年金課

■8月から後期高齢者医療被保険者証が変わります

現在の被保険者証(薄緑色)の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(桃色)は7月中旬に送付し、届いた日から使用できます。

■7月中旬に保険料額決定通知書・納付通知書を送付します
納付方法

●特別徴収:年金からの天引き
●普通徴収:7月〜翌年3月の各納期限(全納の場合は7月31日)までに納付書または口座振替

■保険料の軽減

①世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(51,649円)が下表の通り軽減されます。

●基礎控除額などは、税法改正などで変動することがあります。
●軽減を判断する「総所得金額等」には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は

適用されません。

●国民健康保険と同様に、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。
●世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

②所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下(年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下)の人は、所得割額が2割軽減されます。

③後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶

所得の判定区分	軽減割合	均等割額(年額)
①下欄②に属する人で、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得が0円	9割	5,164円
②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が33万円以下	8.5割	7,747円
③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が(33万円+27万円×被保険者数)以下	5割	25,824円
④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が(33万円+49万円×被保険者数)以下	2割	41,319円

(表1) 一部負担金の割合・自己負担限度額(平成29年8月～)

対象	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(*1)	3割	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(*2)
一般		14,000円	57,600円(*2)
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(*3)			15,000円

*1月の途中で75歳になる人は半額となります。
(*1)同一世帯に課税標準額(地方税法上の各種控除後の所得)145万円以上の被保険者がいる人(ただし、所得などの条件により、一般になる場合もあります)
(*2)過去12カ月に3回以上該当した場合、4回目以降は44,400円
(*3)住民税非課税世帯に属し、世帯員全員の各所得が0円(公的年金控除は80万円として計算)である人または、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者

(表2) 入院時の食事代

※適用を受けるためには、窓口での手続きが必要

世帯の課税状況	対象	標準負担額(1食あたり)	
課税	現役並み所得者一般	360円	
	指定難病患者(*4)	260円	
非課税	低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	210円	過去12カ月の入院日数が90日以内
		160円	過去12カ月の入院日数が90日を超える
	低所得Ⅰ	100円	

(*4)平成28年3月31日現在、1年以上継続して精神病棟に入院しており引き続き入院する人も対象になります。

(表3) 療養病床に入院時の食事・居住費

世帯の課税状況	対象	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
課税	現役並み所得者一般	460円(*5)	320円
非課税	低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	210円	
	低所得Ⅰ	130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

(*5)管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合。それ以外の場合は420円の自己負担です。

養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が7割軽減されます。

■基準収入額適用申請

次のいずれかに該当する「現役並み所得者」は、申請すると「一般(1割負担)になります。(表1)

【同一世帯内で

被保険者が1人の場合

●被保険者の収入額が383万円未満

●被保険者の収入額が383万円以上で、被保険者本人および同一世帯に属する70〜74歳の人の収入合計額が520万円未満

【同一世帯内で

被保険者が2人以上の場合

●被保険者の収入合計額が520万円未満

■非課税世帯に属する人の医療費・食事代

低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人が申請すると、医療費や食事代

が自己負担限度額まで減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。新たに該当する人が申請してください。(表1・2)

現在使用している認定証の有効期限は7月31日(月)です。引き続き対象になる人には、自動的に新しい認定証を送付します。

■療養病床に入院したとき

食費と居住費の一部が自己負担となります。(表3)
ただし、入院医療の必要性が高い人は表2の「入院時の食事代」のみ負担となります。



65歳以上医療療養病床

〈平成29年10月〜〉

対象	負担額
医療区分Ⅰ（ⅡⅢ以外の人）	370円/1日
医療区分ⅡⅢ （医療の必要性の高い人）	200円/1日
難病患者	0円/1日

〈平成30年4月〜〉

対象	負担額
医療区分Ⅰ（ⅡⅢ以外の人）	370円/1日
医療区分ⅡⅢ （医療の必要性の高い人）	
難病患者	0円/1日

■入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直しについて

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることになり、下記のとおり自己負担限度額が変更となります。ただし、難病患者については、居住費（光熱水費相当額）の負担を求めません。

国民年金
問合先 国保年金課

国民年金保険料
平成29年度 申請免除・納付
猶予の申請受付

所得基準の審査に基づき承認されると国民年金保険料の納付が「全額免除・全額猶予」「一部免除（一部納付）」されます。
※毎年申請が必要ですが、前回申請時に翌年度以降の継続申請を希望し、全額免除または納付猶予の承認を受けた人は不要

■対象

対象期間 7月〜来年6月分
※過去2年間に免除し忘れていた期間がある場合は、その期間についても申請できます。

所得審査対象 申請者本人、配偶者、世帯主（納付猶予の場合は本人、配偶者のみ）

■申請方法

受付 7月3日(月)以降に、市役所1階 101会議室（7月24日(月)以降は国保年金課）で
必要なもの 年金手帳、印鑑（本人が署名する場合は不要）
※審査対象者が今年1月1日現

在市内在住でない人や、失業を理由とする人は別に証明書などが必要です。詳しくは問い合わせてください。

■承認を受けた期間は：

●年金を受け取るために必要な期間に含まれます。

●障害基礎年金または遺族基礎年金の納付要件に対応します。

●年金額算定の際、申請免除の場合は保険料を全額納めた場合と比べ、次の表の計算になります。（納付猶予の場合は年金額の計算に含まれません）

種類	年金額	
全額免除	1/2	
一部免除	4分の1納付 （一部納付額 4,120円）	5/8
	2分の1納付 （一部納付額 8,250円）	3/4
	4分の3納付 （一部納付額 12,370円）	7/8

※一部納付額が未納のままの場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。



■保険料の追納

免除（一部免除は納付済期間）・納付猶予承認期間の保険料は承認を受けた月以降10年以内であれば追納（さかのぼって納めること）ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



国民健康保険 問合先 国保年金課

高齢受給者証の更新

70～74歳の国民健康保険加入者（後期高齢者医療被保険者証の対象者除く）に「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。8月～来年7月31日に有効な高齢受給者証は、7月中旬に送付します（更新手続き不要）。※来年7月31日までに75歳になる人は誕生日の前日まで有効

限度額適用認定証

対象の国民健康保険加入者は、申請すると「限度額適用認定証」（住民税非課税の国保世帯に属している人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）が交付されます。認定証を医療機関に提示すると、一医療機関（入院・外来・歯科はそれぞれ別計算）での一月の自己負担が限度額までとなります。

※現在交付している認定証の有効期限は7月31日（月）です。8月以降も必要な場合は、新たに申請が必要です。更新の手続きは7月3日（月）以降に受け付けます。

国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 夜間納付相談

保険料の納付および納付相談窓口を設けていますので、ご利用ください。
日時 毎月第3木曜日（祝日除く）午後5時30分～8時
場所 国保年金課

国保若年者基本健診

実施日 8月30日（水）・31日（木）
受付時間

- 午前9時30分～9時50分
- 午前10時～10時20分
- 午前10時30分～10時50分

場所 健診センター
対象 15歳以上40歳未満の泉佐野市国民健康保険加入者
定員 各50人（先着順）
自己負担金 1,000円
申込 7月18日（火）～31日（日）
曜日・祝日除く）の午前8時30分～午後7時に（株）アイ・エヌ・ジー・ドットコム（☎0120-611007）へ

対象 次のいずれかに該当する国民健康保険加入者（後期高齢者医療被保険者証の対象者除く）
●70歳未満
●70歳以上で住民税非課税の国保世帯に属している

国民健康保険の高額療養費等の見直しについて

問合先 国保年金課

■平成29年8月から世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担をさせていただく観点から、低所得者に配慮した上で、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が見直されます。

なお、70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額は平成27年1月に先行して見直されています。

70歳以上の人の高額療養費

<平成29年8月～> ※低所得Ⅰ・Ⅱは変更ありません。

対象	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者（*1）	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%（*5）
一般（*2）	14,000円（*6）	57,600円（*5）
低所得Ⅱ（*3）	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ（*4）		15,000円

（*1）住民税課税所得額（各種所得控除後の所得額）が145万円以上ある70歳以上の国保被保険者と同一世帯に属している国保被保険者

（*2）現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の国保被保険者

（*3）同一世帯の世帯主と国保被保険者が全て住民税非課税である世帯に属している低所得Ⅰ以外の国保被保険者

（*4）同一世帯の世帯主と国保被保険者全てで、各人の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる国保被保険者

（*5）過去12カ月の間に4回以上該当した場合、4回目以降は44,400円

（*6）年間の上限は144,000円

■介護保険施設や在宅療養との負担の公平化を図る観点から、平成29年10月と平成30年4月に65歳以上の人が高額療養病床に入院したときの居住費自己負担額が見直されます。

65歳以上の人の高額療養病床入院時の居住費

<平成29年10月～>

対象	負担額
医療区分Ⅰ（ⅡⅢ以外の人）	370円/1日
医療区分ⅡⅢ（医療の必要性の高い人）	200円/1日
難病患者	0円/1日

<平成30年4月～>

対象	負担額
医療区分Ⅰ（ⅡⅢ以外の人）	370円/1日
医療区分ⅡⅢ（医療の必要性の高い人）	
難病患者	0円/1日

介護保険 問合せ 高齢介護課

7月に送付します 第1号被保険者の 介護保険料決定通知書

第一号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、4月1日現在の世帯を基準に、昨年中の合計所得金額や住民税課税・非課税の状況をもとに決定し、7月初旬に各個人に通知書を送付します。

■介護保険料の納付

介護保険料は7月に決定するため、4～6月を仮徴収期間といい、普通徴収（納付書や口座振替での納付）の場合は前年度最終時点の所得段階に応じた金額を、また特別徴収（年金からの差し引き）の場合は2月の介護保険料額と同額を納付していただきます。仮徴収期間の介護保険料額と、7月に送付する介護保険料決定通知書に記載の介護保険料額（年間保険料額）との差額を7月から来年3月に納付していただきます。

■介護保険料の減免など

災害などで一時的に収入が減少したため保険料が納付できな

保険料額（年額）

段階	対象者	基準額に対する割合（倍）	保険料（円）
本人非課税	1 生活保護受給者、世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.45	36,045
	2 世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.75	60,075
	3 世帯全員が非課税で第2段階以外の人		
	4 世帯に課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	72,090
	5 世帯に課税者があり、第4段階以外の人		
本人課税	6 本人が課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	96,120
	7 120万円以上190万円未満	1.3	104,130
	8 190万円以上200万円未満	1.4	112,140
	9 200万円以上240万円未満	1.5	120,150
	10 240万円以上290万円未満	1.6	128,160
	11 290万円以上400万円未満	1.7	136,170
	12 400万円以上600万円未満	1.8	144,180
	13 600万円以上800万円未満	2.0	160,200
	14 800万円以上1,000万円未満	2.25	180,225
	15 1,000万円以上	2.5	200,250

なくなった場合などに、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。
また、生活に困窮している世帯（生活保護を受けている世帯除く）で、次の条件にすべて該当する場合は、介護保険料の一部を減額します。

条件

●被保険者の所得段階が第2段階以上で、世帯全員の年間収入合計額が基準額（1人世帯108万円、2人世帯以上は世帯員1人につき54万円を加算）以下である

●世帯全員の預貯金、国債、地方債、その他金融資産の元本の合計金額が350万円を超えない

●被保険者およびその世帯員に介護保険料の滞納がない
減免内容 申請月以降の介護保険料を1段階下の所得段階保険料額に減額（申請が8月以降の場合は月割計算）
※減免には、申請書や資産調査の承諾書（家族全員分）などの提出が必要です。詳しくは問い合わせてください。



■保険料の納付は納期限までに

納期限までに納付しない場合に、本来納付する保険料額に加え、督促手数料（80円）や延滞金が増加される場合があります。また介護認定を受け、介護サービスを利用する場合は、納期限までに納めた人との公平を保つため、納付していない期間に応じた「給付制限」措置を行うことになり、1割負担でのサービス利用や、高額介護サービスの利用ができない期間が生じることがあります。

■普通徴収で納付する人は

□座振替のご利用を
□座振替を利用すると、納付のたびに金融機関に向く必要がなく、たいへん便利です。家族の口座からの引き落としによる納付もできます。

■コンビニエンスストアで利用

7月以降送付の納付書については、コンビニエンスストアでの納付が可能となります。納付していただけるコンビニエンスストアの店舗については、納付書裏面をご覧ください。

税

問合先 税務課

市税の納付について

7月31日(月)は固定資産税第2期分の納期限です。忘れずに納めましょう。

また、固定資産税・市府民税第1期分、軽自動車税全期分の納期限は過ぎていきますので、まだ納付していない人は、早めに納付してください。

なお、市税の納付には口座振替のご利用が便利です。

●納期限内に納めないとい...

督促状(1通80円の手数料を徴収)により納付を促します。

また、本来納めるべき税額のほかに延滞金が増算され、負担が増えることになります。

●さらに滞納が続くと...

納期限までに納めた納税者との公平を保ち、大切な市税収入を確保するため、やむを得ず滞納している人の財産(不動産、給与、預貯金など)を調査のうえ差押えし、換価(公売・取立)するなどの滞納処分を行うこととなります。

しかし、これらの滞納処分は最終手段です。このようなこと



滞納処分の状況(件)

処分内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度
差押	不動産	57	40	35
	預貯金など債権	473	580	498
交付要求		150	133	149
抵当権の設定		8	0	0
公売	不動産	1	2	2
	動産	28	22	26

にならないよう、市税は納期限内に納付しましょう。

税務署からのお知らせ

申請・問合先 泉佐野税務署

☎462-23471

■所得税などの予定納税

第1期分の納期限と振替納税日は平成29年7月31日(月)です。

振替納税を利用している人は、納期限前日までに口座の残高を確認してください。

●予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告などに基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただくことになっていきます。

●納税する額

予定納税が必要な人には、6月中旬に所轄税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。

●予定納税額の減額申請

業況不振などの理由により、平成29年6月30日(金)の現況で、平成29年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、所轄税務署から通知されている

「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、平成29年7月18日(火)までに予定納税の減額申請をすることができ

●予定納税の納付

振替納税を利用している人は、納期限(平成29年7月31日(月))に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

それ以外の人は、納期限までに金融機関または所轄税務署の窓口で納付してください。納付に当たっては、電子納税も利

用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。また、インターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。



はじめての複式簿記(入門編)

個人事業者のみなさんのために、泉佐野税務署と共催で簿記教室を開催します。

簿記の基礎知識から複式簿記での記帳までを習得していただきます。

経営の充実および青色申告特別控除(65万円)適用のためにも、複式簿記での記帳を学んでみませんか。

日時 9月4日(月)・6日(水)・11日(月)・14日(木)・19日(火)・21日(木) 午後1時30分~4時(全6回)

対象 初めて簿記を学ぶ個人事業者・事業専従者

定員 30人(先着順)

講師 近畿税理士会泉佐野支部所属の税理士

教材費 2,400円

場所・申込・問合先 7月10日(月)~31日(月)に公益社団法人泉佐野納税協会(泉佐野税務署隣 ☎462-0634 Fax462-9673)へ

